

静岡ガスグループ人権方針

1. 人権尊重へのコミットメント

静岡ガスグループは、「世界人権宣言」、「労働における基本的原則および権利に関するILO宣言とそのフォローアップ」などを含めた国際的な人権基準を支持しています。また、本方針は国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づき策定しています。

2. 適用範囲

本方針の適用範囲は、静岡ガスグループの全役員・全従業員（正社員、契約社員、派遣社員を含む）です。また、静岡ガスグループの取引先やその他の関係者に対し、本方針を支持することおよび人権尊重の取り組みを協働することを求めます。

3. 人権デュー・ディリジェンス

静岡ガスグループは、人権尊重の取り組みの一環として、人権デュー・ディリジェンスの仕組みを構築し、これを継続的に実施いたします。

4. 是正・救済

静岡ガスグループが人権に対する負の影響を引き起こした、または負の影響を助長したことが明らかになった場合、適切な手段を通じて、その是正に取り組みます。

5. 情報開示および教育

静岡ガスグループは、本方針に基づく人権尊重の取り組み状況について、ウェブサイトや報告書等にて、情報開示を行います。また、静岡ガスグループは、本方針の実効性を担保するため、役職員等に継続的に適切な教育・訓練を行います。

6. 位置づけ

本方針は、静岡ガスグループ企業理念および静岡ガスグループ行動基準の定めを補完するものです。

2024年12月10日

静岡ガス株式会社 代表取締役 社長執行役員
松本尚武